

## 江戸東京の民俗信仰

大島 建彦

江戸から東京へと、その住民の生活が、きわめて著しい変遷をとげてゆく間には、特にその信仰の部面が、どのようにうつりかわってゆくとともに、またどのようにもち伝えられてきたのか、できるだけ多くの事例をあげて考えてみたい。江戸後期の文化年間には、民間の信仰の多様化につれて、ひろく各地の寺社に参るだけでなく、それぞれに特定の願を掛けることが、かなりさかんにおこなわれていた。そこで、江戸の市中では、万寿亭正二の『江戸神仏願懸重宝記』がつくられ、上方の方面では、浜松歌国の『神社仏閣願懸重宝記』初篇がつくられて、そのような願掛けのガイドブックとして役だてられた。

『江戸神仏願懸重宝記』の方は、ひろく江戸の内外にわたる、三十一の願掛けの事例を示しているが、もつとも極端な事例としては、橋に願をかけるならわしを取りあげられている。すなわち、「京橋の欄檻 頭つうの願」とあって、

京橋のらんかん北側のまんなかなるぎほうしに、荒縄をもつてくくり、頭痛のぐわんがけをするに、治すること神の

ごとし。平愈のとき、青竹の筒に茶を入れてこれをそそぎかけ、またかのぎほうしにかけおくなり

とするされ、また「日本橋の欄檻 百日咳の願」とあって、

京ばしのぎほうしにおなじ。すべて橋のぎほうしに願がけする事、東都のみにあらず、洛陽五条のはしにいたりて、欄檻にぐわんかけなし、煎餅を加茂川へながして、齒のいたみをいのる。橋は大勢の人気のよところなるがゆゑなるべし。四ツ谷のさめがはし、麻布の筭はしなど、いづれも頭痛又は小児百日咳の願がけ也

としるされるのである。『歴史手帖』二十二巻三号における、長沢利明氏の「橋の擬宝珠の信仰」に示されたように、一般に橋の擬宝珠にむかって、病気の平癒の願をかけたとみられるが、そこに示された橋の中で、京橋や日本橋や筭橋については、早くからそのような願掛けのならわしは忘れられている。

ただ一つ四谷の鮫ヶ橋というのは、現在の青山御所の鮫ヶ橋御門に近く、隣接の新宿区南元町の一面にあたるところで、肝

心の橋自体はのこされていないが、ながく願掛けのならわしが伝えられただけではなく、今でもせきとめ神への祈願が認められるのである。それについては、『新撰東京名所図会』第三十九編の「鮫河橋」の項に、

今、鮫河橋は道路の西、杉の森の中に、その遺趾を存す、石造の橋なり。小溝は橋下に鉄の水門を設けられて、土管に入る。橋は周囲に枳殻垣と竹矢来の欄楯を繞らし、猥りに近くを許さず、一方に木戸口を開きて、錠は固く鎖されたり  
などであつて、

水門の欄楯には、木戸といはず、垣といはず、四辺の杉の梢にまで、何者の所為にや、白紙を結付、之を封ずるに紐と白の水引を用ゐたり、曰く防咳の呪符なりと

としるされている。拙著の『民俗伝承の現在』には、「鮫が橋せきとめ神」と題して、その後の変遷をたどつておいたが、おおまかにその要点をあげてみると、明治末年から大正初年にかけて、そこには小さな祠がもうけられており、しだいに咳の神として拜まれるようになったという。そして、昭和五年六月には、現在の南元町にすんでおられた、六十七歳の小俣りんさんによつて、咳止めの大願成就のために、「鮫ヶ橋せきとめ神」という石碑がたてられている。さらに、昭和四十五年五月には、りんさんの子息の次郎吉さんをはじめ、地元の有志の方々によつて、新しい鮫が橋せきとめ神の祠がつくられているが、昭和四十六

年十月には、都道の五十八号線の拡張にともなつて、近辺の南元町公園と隣りあつた地にうつされたというのであつた。私の家から歩いて数分のところで、小俣りんさんの嫁にあたる、明治三十四年生れの武さんたけから、この神の思い出を聞かせていただいて、思いがけなく民俗の生きたすがたを確かめることができ、改めて身近なところから調べてみなければならぬと感じたものである。

この『江戸神仏願懸重宝記』の中には、この鮫が橋せきとめ神と通ずるような事例として、「榎坂の榎 齒のくわん」というのがあげられており、

溜池のあをい坂のうへに、大糸のきあり。この木の根にいたり、白山権現と念じ、虫齒のぐわんをかけ、治してのち、柳の楊枝を木の根に供するなりと、里人の物がたりなればしるす

としるされている。そこでは、口中の病のハクサというのが、神の名の白山と結びつけられて、「白山権現」と念じられたものと思われる。四壁庵鳥茂の『わすれのこり』巻下にも、

赤坂榎坂の榎、齒の願を掛け、楊枝を備  
としるされているが、明治二十一年の道路改正で、この榎坂の榎は伐られたということで、そのような齒痛の願掛けも忘れられている。

これと類似の事例としては、当時の江戸の市中からははざれるが、現在の渋谷区千駄ヶ谷二丁目には、おまん榎とよばれる

ものがあって、『東京近郊名所図会』第十四巻の「水口の陰榎」の項には、

八幡神社の前より南に入り少しく西に折れたる崖壁に榎あり、其の根半露して崖を掩ひ、其の状女陰に似たる処あるより。近頃古里大明神など書せし小幟を建て参詣する者あるは一笑に堪たり

などとするされていた。その後は、「古里神社」の名は知られていないが、家康の側室のおまんの方が、その枝で歯痛を治したとも伝えられており、やはり同じ病で悩む人々は、この木に願をかけたものであった。昭和二十年の空襲によって、おまん榎そのものは失われてしまったが、終戦直後の昭和二十三年には、地元の有志の人々によって、あらたにこの神の祠が建てられて、そのまま榎稲荷としてあがめられている。

さきの『江戸神仏願懸重宝記』には、さまざまな神仏の靈験が示されているが、特に稲荷の事例が取りあげられているのは注目される。はじめに、「高尾稲荷の社 頭痛の願」というのがあって、

永代橋西詰に高尾稲荷の社あり。此祠に詣て頭痛平愈の願かけをするに、平愈することすみやかなり。願かけをなすときに、小き榎を一まい祠のうちより借うけ、朝夕高尾大明神と祈り、髪をなで付るなり。病氣平愈ののち、外に新に榎を一まいそえ社へ奉納するなり。頭痛にかぎらず、すべて髪の毛薄き人、頭瘡のたぐひ、あたまの煩ある人、願

がけして其験しうたがひなし

としるされている。この高尾稲荷というのは、仙台侯の伊達綱宗の意に従わないで、隅田川の中洲でつるし斬りにされたという、高尾という遊女をまつたものと伝えられ、現在でも中央区箱崎町三丁目にのこされている。

つぎには、「茶の木の稲荷 眼病の願」というのがあって、

市谷八幡宮正面の坂を上り半よりひだりに、茶の樹稲荷の祠あり。これに願をかけるに、眼のわつらひあるもの、七日が間、煎茶たち心願をかけるに、眼の煩ひすみやかに平愈す。願成就のうへ幟を一本奉納するに、ふたたび眼わづらひおこる事なし

としるされて、

但遠路のともがらは我家にありて、正一位茶樹稲荷大明神とねんし、右のごとく茶だちをなして、平愈のうへ参詣すべし。願成就うたがひなし

とつけ加えられていた。新宿区市ヶ谷八幡町の市ヶ谷八幡宮の境内に、この茶の木稲荷の小祠があつて、『再校江戸砂子』巻四の「茶の木の稲荷」の項には、

俗説に、当山に白狐あり、あやまつて茶の木にて目を突たる故に、茶をいむと也。此神の氏子正月三ヶ日今以茶をのみます。又眼をわつらふもの一七日二七日茶をたちて願ひぬれば、すみやかに験ありといふ、旧俗今にのこれり

としるされていた。『西郊民俗』七十五号における、中島恵子氏

の「市ヶ谷の茶の木稲荷―稲荷と茶―」にも、

戦災で埋まってしまつて、いまはないが、稲荷の社殿の近くに井戸があつて、この水で眼を洗うと眼病によく効くといひ、竹筒や土びんなどに井戸水を汲んでいく人もあつた。茶の木で目を突いたお狐さんは、この井戸水で目をなおされたのだと、二、三のお年寄から聞いた

などと説かれてゐる。柳田國男氏の「一つ目小僧その他」によると、いわゆる片目の神のいわれとして、その神があやまつてころんだために、栗のいが、松の葉、胡麻の幹、茶の木など、何らかの植物で目を突いたというものはすくなくないが、この茶の木稲荷の場合には、狐が茶の木で目を突いたということが、初午の禁忌と結びつけられているのは注目される。奥羽地方から関東地方にかけて、初午の日に火を使わないためか、特に午前十時と限つて、茶を飲むではならないとか、風呂を立ててはならないとも伝えられている。

江戸の庶民の信仰としては、しきりに身近な稲荷に願をかけて、さまざまな現世の利益を求めることがおこなわれてきた。「伊勢屋稲荷に犬の糞」ということばが、江戸っ子の口の端にのぼるほどに、とりどりの稲荷の社や祠が、江戸の町の隅々までゆきわたつていた。それらの無数の稲荷の中でも、特に庶民の人氣を集めたものがあつて、いわゆる番付の形式にまとめられていたのは注目される。内閣文庫所蔵の『祠曹雜識』巻二には、寺社関係の文書が書きだされた中に、

江戸二稲荷ノ多キ事由来久シ。宝永辛卯四月廿一日、但馬守殿江何濟、古跡二列シタル深川富吉町ノ稲荷ニ付テ、近年俗間角力ニ取組シ稲荷ノ名目左ニ記ス。辛卯ノ後増加ノ新祠尚多カルヘシ。寺社帳ニ載否訂勘ニ暇アラス

にはじまつて、東方では大関の小梅の三囲稲荷、関脇の愛宕下の烏森稲荷、小結の水道橋土手の三崎稲荷をはじめ、前頭四十五枚目までの四十八社、西方では大関の鉄炮洲の鉄炮洲稲荷、関脇の橋場の真崎稲荷、小結の新材木町の椋森稲荷をはじめ、前頭四十五枚目までの四十八社、そのほかに行司の妻恋稲荷、浅草の太郎稲荷、小石川の沢蔵司稲荷、浅草の熊谷稲荷、谷中の瘡守稲荷、年寄の西宮稲荷、世話人の柁木稲荷、弥三左衛門稲荷、勸進元の王子稲荷、差漆の下谷稲荷という十社を加えて、全体で百六社の稲荷の名を示しており、

是戲作トイヘトモ、有名ノ稲荷ヲ概覽スヘシ。其他ノ稲荷ニ至テハ、大抵諸家ニ一邸一祠、市中ニ一閭一祠、コレヲ通計セハ、其数何ソ啻千百ノミナランヤ

と結んでいる。なお、この番付のどこにも、永代橋西詰の高尾稲荷をあげてはいないが、西方の前頭二枚目には、市ヶ谷八幡の茶木稲荷をあげていることをつけ加えておく。そのような江戸の稲荷の番付としては、東京都立の江戸東京博物館に所蔵されるものが、これとまったく同じ内容をそなえており、また台東区立の下町風俗資料館に展示されるものも、これとときわめて近い内容をそなえている。林英夫・芳賀登両氏の『番付集成』

には、大正三年刊行の某雑誌の付録の「稲荷百番付」が収められているが、おおむね『祠曹雜識』の記事と異なるものではない。そういうわけで、江戸後期の稲荷の格づけのようなものが、その後の時勢の変化とかわりなく、ほとんどそのままの内容で伝えられてきたといえよう。

さきの『江戸神仏願懸重宝記』の中には、そのような稲荷にかかわるもののほかに、さらに地藏にかかわるものとして、「日限地藏 諸願」というものが収められており、

白金三鈴坂下遊行寺に安置する所の地藏菩薩を日限地藏といふ。諸人何ことによらず願がけするに、すみやかに其日数をなして、いつ何日までとかたく願こめするに、仏力庇護うたかひなし。世に日限地藏といふ。日本橋西かし町にも有

とするされている。この遊行寺というのは、現在の港区白金二丁目の松秀寺にあたるもので、この日限地藏というのも、今日まで同寺の本尊としてまつられており、三吉朋十氏の『武蔵野の地藏尊』に引かれたように、

天正年間に、会津の太守声名盛氏は、霊夢のお告げにより城内の沼底にこの霊像のあることを感得した。沼をさがしてみると、果たしてこの尊像が出現したから、拾って西光寺に安置した。ある年に悪疫流行し、人々の死するもの多かつた。十七日もしくは三十九日と日を限って祈願すると、霊験あらたかに治癒する者が多かつたという。その後には延

享の年に、江戸においても悪疫が流行したから、西光寺から出開帳をして多数の生命を救うことができたなどと伝えられる。

また、同じ『江戸神仏願懸重宝記』の中には、「繩地藏 諸願」というものが掲げられており、

本所中の郷業平橋西詰南蔵院に、石の地藏尊あり。心願あるもの、ここにゆきて思ふことをねかひ、繩をもつて地藏尊のからたをくくりかへるとき、一七日があいだに、願望成就なさしめ給へと祈念なし、また願望成就の時に、くくりたる繩をときまらせんと願をかけて、其後願成就のとき、繩をとき其うへにて、花を供じて拜するなり。別して、毎月廿四日に、ぐわんがけする人多しといふ

とするされている。いわゆる大岡裁きの一例として、呉服屋の手代が白木綿をとられてしまったので、大岡越前守がこの地藏をしばりつけて、多数の見物人を役所によび集めたうえで、その一人一人から白木綿をさし出させて、それによって犯人を見つけたというものである。これをまつる南蔵院という寺は、本来は墨田区吾妻橋三丁目にあつたもので、昭和初年に葛飾区東水元二丁目にうつされているが、肝心のしばられ地藏そのものは、今日でもつぎつぎと願をかけられることよって、幾重にも繩でしばられたままにおかれている。

そのほかにも、三吉朋十氏の『武蔵野の地藏尊』などには、きわめて多くの事例が取りあげられており、江戸や東京の地藏

だけでも、たやすく説きつくすことはできない。特にこの菩薩の場合には、「地藏殿の御名字」などといわれるように、「子安地藏」「子育て地藏」「身代り地藏」「とげ抜き地藏」「鼻取り地藏」「蕎麦食い地藏」「女郎買い地藏」などという、何か特別な名をつけられているのは、この地藏の利益というのが、何よりも現実の生活とかかわって、実にさまざまな部面にわたっていたことを思わせる。すなわち、安産や子育てを願ったり、延命や息災を祈ったりすると、その祈願をかなえてくれるだけではなく、戦場では命を助けてくれるし、農繁期には仕事をてっだつてくれるというように、それぞれの人間の境涯に応じて、まことに多様な利益をほどこすように信じられる。もっとも極端な事例としては、蕎麦屋や豆腐屋に通ったとか、東京の範囲ではないが、よばいや女郎買いに出かけたとかいうように、何か人間の欲望とかかわるものもあげられる。特に都区内の地藏をさぐると、港区三田四丁目の玉鳳寺の「おしろい地藏」のように、その顔におしろいを塗ると、和尚の痣が消えたというもの、同区高輪三丁目の光福寺の「ゆうれい地藏」のように、日ごとに飴を買って、幼い子を育てたというものなどが知られる。

古来の記録の中でも、『宇治拾遺物語』第十六などには、「地藏菩薩は暁ごとにありき給ふ」などと伝えられていたが、現行の民俗の中にも、地藏の像が一つの寺や堂にとどまらないで、いくつかの村々や家々をめぐりあるものが知られている。これまで、松崎憲三氏の『巡りのフォークロア』、狛江市教育委

員会の『狛江市の巡行仏』などに、それに関する研究の成果がまとめられているが、ここにもその顕著な事例を取りあげておきたい。江戸の末期から昭和の初年まで、新宿区市ヶ谷柳町の宗円寺からは、そのような巡行の地藏が出ており、それによる吉凶の占いもおこなわれたという。この地藏のいわれについて、弘化四年の『海中出現地藏尊略縁起』には、はじめ磐城の海辺にあらわれて、ついには宗円寺にまつられたと伝えられており、しかしてよりこのかた朝參暮拜群をなし、殊に病難の治不治願望の成不などうかふとて、敬て尊像を両手にささげ奉るに、その軽重によりて其事の占察明かに決し、疑念をはらし、信心を増もの、日々に一日よりも多し。かかれば、先例もあればとて、去年十月朔日より、普く有信の請に應じて、其家に巡行なし奉り、ますます大士の利済を広めむとす

としるされている。そのように、毎月二十四日に宗円寺に帰ってくるだけで、そのほかの日には講中の家々をまわりあるいたが、ただ一体だけではまわりきれないといつて、これを削つてその分身をつくつてからは、親子の二体でまわるようになった。講中ごとに誰かきまつた人が、この地藏をもちあげては、その軽重をはかることによつて、いわゆるおうかがいをたてたものである。しかし、日華事変が始まってからは、若松町の警察署によつて、そのようなおうかがいが禁じられて、講中そのものもすたれてしまったというのである。これまでにも、拙著の『道

祖神と地藏」などに示したように、この地藏の巡行にしても、またそれによる石占にしても、ひろく日本の各地に伝えられているが、同じような習俗の一端が、やはり東京の市中でもおこなわれていたのは、これからの民俗学の研究にとって、かなり重要な意味をもつていたといえよう。

さきの『江戸神仏願懸重宝記』の中には、そのような稲荷や地藏のほかにも、さまざまな流行神に属するものが示されている。たとえば、「痔の神 痔のくわん」というのがあって、

山谷寺町の入口に、痔運靈神あり。此ところに来りて、痔疾のいたみをねがふに、其しるしたちまちなり。俗にこれをさんやの痔の神といふ。浅草山谷にいたりて是をたづぬれば、あまねく痔の神とて諸人のしる所なり

としるされている。そのいわれについては、十方庵の『遊歴雜記』三編上巻第四十八にも、「浅草山谷寺町の痔仏」として示されたように、もともと商家の奉公人でありながら、また日蓮宗の篤信者でもあった人が、ながく持病の痔疾に悩まされたすえに、

我最早死に近づく、されば、もろもろの仏神へ大誓願を發して、死後痔疾を憂ふる人を必ず救ひたしと、今は唯日夜此事のみを願ふ。我七ヶ年の間、此難病を請て、世の人の病を推察せり。没後かならず此詞を疑ふまじ

といひのこしたので、死後に秋山自雲靈神とあがめられたというものであった。それから今日まで山谷の痔の神として

やされ、各地にその分霊がまつられてきたのである。

同じ『江戸神仏願懸重宝記』の中には、「幸崎甚内 瘡の願」というものもあげられており、

元禄の昔、幸崎甚内といふもの、瘡をわづらひ、浅草鳥越橋にて命をはたしけるとき、ちかつて死後に瘡のわづらひある人、我にねがふものは、忽乎愈なましめえさせんとて、むなしくなる。今鳥越ばしにいたり、己が年をしるし川へ流し、平愈なしけるとき、竹の筒に水を入れて川へながし、茶を供するなり。是もつて、世の人のしる所なれど、ここに記す

としるされている。十方庵の『遊歴雜記』三編上巻第三十二にも、「幸坂甚内の宮例祭縁日」という記事があつて、

浅草元鳥越明神前より猿屋町へわたる長さ四間の板橋を俗呼で甚内橋と称す。本名は鳥越橋なり。しかるを甚内橋といふ事は、寛永の中頃より正保年間まで赤坂に住て世に鳴し悪党たる幸坂甚内といふ者、此橋際に於て磔の刑に行れしによりて也

とも、

甚内の社は、猿屋町の西側片町阿部伊織に隣りて、川端角小出兵部(式千百石両御番)屋敷にあり

ともしるされているが、さらにこの幸坂甚内については、もともと剣術の達人でありながら、しかも盗賊の首領でもあったものが、たまたま瘡の病で召しとられて、ついに磔の刑に処せら

れるにあたって、

我瘡病にあらずは、何ぞ召捕れん、我ながら魂魄を留、瘡に悩む人もし我を念せば、平愈なさしめん

と云ふのこしたので、死後に瘡の願をかけられるようになったと説かれるのである。いずれにしても、この救済志向のタイプに属するものは、さまざまな現世の利益の中でも、特に病気の治癒の面に限って、もつとも著しい役割をはたしたことがうかがわれるであろう。

そのほかにも、さきの『江戸神仏願懸重宝記』の中には、さまざまな祈願のタイプが認められるのであるが、特に「石の婆々様 小児百日咳のくわん」というのは、

木挽町つきぢ稲葉侯の御屋敷に、年古き石にて老婆のかたちを作りなしたる石像あり。諸人たんせきのうれひをのがれんことをぐわんがけするに、すみやかに治する。願ほどきには、豆をいりて供するなり。小児百日せきすべて咳になやむ人、これを信ずること、往古よりの事なりとぞ。諸人は是を石の婆々さまと称す

としるされており、あきらかに咳の姥神の典型が示されていたといえよう。それについて、『遊歴雑記』五編巻中第八の「稲葉家咳の願爺嬢の石碑」には、

武城筑地稲葉対馬守中やしきは、西本願寺の川向にあり。当やしきに、もろ人の咳の病を救ふ爺嬢の石像ありて、一切の咳に悩む者、彼石像に頓首し咳を治し具候へとたのみ、

癒て後、米と豆と餅電との三つを合せし煎物を願ほどきに供する事なり。人の信にもよるべけれども、詣て願かけ頼し人、癒らずといふ事なしといひ伝ふ

という書きだしで、いっそうこまかに実地の見聞にもとづいてしるされている。それによると、通用門から一町ほどの稲荷の社内に、嬢の石像がおかれており、

顔少し左の方へ曲て蹲踞し様也。但し、綿帽子様のものを深くかぶり、両手を袖の内にして膝の上に置し形と見ゆれど、いかにも石古く、藩中の兒輩常に手して撫るにや、つやつやとして衣類と覚しき筋のみ見ゆ。顔面口元も柔和に眉毛なく耳はかぶりものの内に隠れし様也。恰達摩の柔和なるものにて丈二尺ばかり、石の宝殿の如きものの中に入たり

というようにうつつされている。そこから一町ほどの観音堂の境内には、爺の石像がおかれており、

丈三尺ばかり、雨覆なく四角の石の上に居たり。嬢と同じく被物して立膝し、両手を袖の内蔵して膝の上に置、蹲踞たる様也。顔面は優からず、口をむすび皺面作りて、嬢の石像より一倍大きし。石の性は同物にて、古く手摺て見ゆ

というようにうつつされるのである。二つの像の関係については、此嬢の石像、爺と中あしく睦じからねば、一処に居ずして別れ別れに成て住と巷談す

とも、

伝えいふ、最初嫗の像へ頓首して咳の病癒呉候へとのみて、直に爺の像へ作礼て口上申すべきは、嫗どのへ咳の煩ひ癒し呉候へとたのみ候へども、嫗殿の手際寛束なし、何卒咳止候やうにひとへに頼むと願かける事也。かくの如すれば、日あらずして癒也。是爺姥中悪きの證なりと巷談すともつけ加えられている。それによると、いちおうは爺婆の像

といいながら、爺よりも婆の方を中心に、咳止めの願をかけていたのではないかと思われる。この爺婆の石像は、明治維新後には稲葉家の菩提寺にあたる、墨田区向島五丁目の弘福寺にうつされており、今日でも咳の病の願掛けでにぎわっている。山中笑氏の『共古随筆』では、「土俗談語」の「本所牛島弘福寺下の病の祈願」の項に、

近年此の老人夫婦の石像へ下駄履物を納め腰以下の祈願を致す者多く

などとするされており、戦前のある時期には、この爺婆の像にむかつて、むしろ下の病の平癒を祈つたものとみられるが、さきあげた記録によつて、それ以前の段階には、同じ爺婆の像に参つて、やはり咳止めの願をかけたものと知られるのである。

さらに、それらの爺婆の石像は、江戸時代の初めのころに、相模の風外の草庵から、築地の稲葉家の下屋敷にうつされたとも伝えられる。『江戸名所図会』巻一では、築地の稲葉侯別荘の「江風山月楼」の項に、この「咳逆耆嫗」の由来にふれて、

稲葉侯の始祖、小田原にありし時、その辺りを巡見せられしに、とある深山に至るに一人の草庵に一人の老僧の住めるあり。その号を風外と云ふと。後これを城中に請せんとする事屢々なり。故に、その後一度城に入来り、城主に見ゆるといへども、あへてよるこびとせず、受くる所の種々は、その家臣田崎某が許に置きて出で去り、終ひに行所をしらずとなり。その住みたる所の庵に件の石像を残してありしを、後この地にうつされけるとなり。されど耆嫗共に、何人なる事をしらずとぞ

とされる。この風外という人物は、江戸時代の初頭における、きわめて非凡な禅僧であつて、神奈川県小田原市の田島、同県足柄下郡の真鶴などでくらしたとしたが、つねに山中の洞窟にこもつたままで、ひたすら求道の生涯をつらぬいたといふものである。三浦義方の『相中襟志』仁の巻には、

風祭村宝泉寺境内ニ風外禪師ノ石墓所アリ。里俗アヤマリテ蛇墓ト云

などとするされて、『江戸名所図会』の記事が引かれたうへで、或人ノ曰ク、石像ノ二体ハ風外ガ父母也ト云。其時ノ風外ノ住シ庵ヲ法泉寺ト云。又風外常ニ曾我田嶋ノ辺ノ山中洞ニ住居ス。其跡今ニ残リアリ

などをつけ加えられている。それによると、この像の本来の所在は、現在の小田原市風祭にあたるのかもしれないが、かならずしもそれとはきめられないようである。柳田國男氏の『日

本の伝説』の「咳のをば様」では、この『相中襍志』の風外の記事について、

親の像を残して去る者もないわけですから、やはりこれも道の神の二つ石であったらうかと思ひます。山の峠や橋の袂、または風祭のやうに道路の両方から丘の迫つたところには、よく男女の石の神が祀つてありましたなどと論じられています。

このような爺婆の石像については、多くの比較の資料があげられるのである。松浦静山の『甲子夜話』巻六十三には、本所原庭の「せきの姥」の像について、行智法印の考証の文が引かれて、

世にこの石像をせきの祖母様といふは咳をやむもの、この像に祈りぬればかならずしるし有て癒ゆるより名づくるとぞ

と説きおこされ、

今のは、もと関路にます神なるを、関と咳と言葉の同じきより、思ひよりて咳の願事かくる神とはなせる成べし

などと論じられるとともに、

これをしも関の姥といふよしは、まづ関てふ訓義は遮の意なるべし。サへを約むればセとなり、キリを約むればキとなる。即セキてふ言と成也

というようなことから、

往かふ人をえらびて入まじきものを遮りとどむるまうけな

れば、せきとはいへる也

などとも論じられており、そのような咳の姥神の類例までがあげられている。さらに、柳田氏の『日本の伝説』の巻頭でも、同じ「咳のをば様」の問題について説かれており、何よりもこの神の変遷をたどることによって、

姥神はまた子安様ともいつて、最初から子供のお好きな路傍の神様でありました

などとまとめられている。そして、さきの行智法印の所説をかえりみながら、さまざまな「堺を守る神」の伝承とも結びつけて、

昔の咳の姥神は、おほかた連れ合の爺神と共に、ここで祀られた石の神であつたらうと、私などは考へてゐます。それを仏教の方に働いてゐた人たちが、持つて行つて地獄に行く路の、三瀬川の鬼婆にしたのであります

などというように、もともと境界における姥神としてしたしまれたものから、ついには三途河における奪衣婆にまで変つてゆくさまがあとづけられるのであつた。

この『日本の伝説』の刊行から、すでに数十年の歳月を経ており、各地の民俗に対する調査は、しだいに精細に進められるようになって、咳の姥神に関する資料も、かなり豊富に集められてきたといえよう。たとえば、東京都の町田方面の数ヶ所に、「こうせんばあさん」などと称する祠や塚があつて、咳の病がなおるように祈ることが知られている。また、山梨県の国中地

方の随所に、「しゃぶきはあさん」や「お茶はあさん」というものがまつられており、同じように咳止めの願をかけるならわしが伝えられる。それにつけても、東京都の区部の伝承に、その方面の研究の端緒があったことをかえりみて、いつそう着実な調査が進められることを期待している。

さきの『江戸神仏願懸重宝記』にはみあたらないが、十方庵の『遊歴雜記』の中では、四編卷下第四の「瑞宗悦の名ふだ大和守地除の秘符」に、いくつかの家伝の呪符があげられており、特に能勢家の狐落しの黒札について、

東武御旗本の中に能勢氏を名乗家にハ、能勢の黒札とて狐落しの札を出す。これを貰ひて試すに、おちずといふ事なし。伝えいふ、摂州能勢村の妙見尊ハ、能勢氏一族の神なりといふ。此能勢の妙見尊の秘事なりや知るべからず

としるされている。この能勢の黒札については、伏見稲荷大社の『朱』五十四号における、滝口正哉氏の「『上の字様』と『能勢の黒札』——旗本・御家人の副収入——」に、きわめて的確に説かれているが、改めてその主要な資料を示しておく、『東都歳時記』巻一における、二月初午の記事には、

鉄炮洲和泉橋通り両所、能勢家鎮守稲荷社にて黒札と称しきつねづ狐惑を避くる札を出す

としるされており、二ヶ所の能勢家の稲荷社から、それぞれ能勢の黒札を出していたと知られる。『古今雜談思出草紙』巻三における、「狐父の敵を討事」には、

御旗本能勢氏の家は、先祖よりいはれあり。狐に取つかれてなやめる者、能勢を恐れおののきて、此家より出る黒札といへる守りを見れば、忽ち退散す。まして況や、其氏の人の前に狐つきたる者を出す時は、能勢大にしかりて、立のけと、只一声にて振ひ恐れてしりぞく事なり。去ながら、たまたま老狐の悪狐など、おそるる躰には見えながら、落兼る時は、焼き落しの法とて、秘密の祈念有て、灸にて呵責するの時は、是非々々狐落さずといふ事なし

などとしるされており、この能勢氏の家筋が、狐落しの法とかわつてきたことが示されている。

もともと能勢家というのは、摂津国の能勢郷を領しており、同地の妙見尊をまつってきたが、この能勢氏の本家は、四千余石の旗本であつて、神田の和泉橋通り、現在の千代田区神田和泉町に、その屋敷をかまえていた。その邸内に稲荷がまつられていたが、特に鶉稲荷という名で知られており、江戸の稲荷番付の中にもあげられたものである。そのいわれとしては、能勢家の先祖の頼次が、大阪の冬の陣に出て、波切丸の太刀をかざして、川の面をきりはらうと、多くの鶉がとびたつて、稲荷の像がのこされていたと伝えられる。同じ家の下屋敷が、本所の横川町、現在の墨田区本所四丁目にあつて、その邸内の一画には、能勢の妙見堂がもうけられていた。明治維新の後には、能勢氏の分家にあたるものが、この地にくらしてきたが、戦後の昭和四十八年に、その三代目の頼武氏が、この堂を寺院として

届けで、改めて能勢妙見山東京別院と称することとなった。本来は、毎年四月十五日に、今日では、それに近い日曜日に、妙見山別院の大祭がいとなまれており、その大祭の日には、能勢の黒札をわけることがおこなわれる。それにさきだつて、能勢氏の分家の当主にあたる、妙見山別院の住職が、みずから印をおし筆をとつて、五百枚ほどのお札をととのえておく。東京の都区内では、墨田区の向島をはじめ、江東区、葛飾区、江戸川区、隣接の千葉県では、市川市、船橋市などからは、男女の別なく参つて、このお札を受けてゆくものがすくなくない。今日では、能勢の黒札といつても、狐を落とすというより、魔よけの札として、身につけておくものと考えられている。

ところで、家の軒先や門口には、魚の尾、鮑の貝、蜂の巣、万年茸、ニンニク、トウガラシなど、さまざまな呪物を掲げることがすくなくないが、また「蘇民将来子孫也」というのははじめ、「釣船清次宿」「佐々良三八宿」「鎮西八郎為朝御宿」などというように、疫神をもてなしたりこらしめたりした人の名を書きつけることもおこなわれる。そこにしるされた人物との約束にもとづいて、おそろしい疫病の侵入をまぬかれようとしたものである。はじめの「蘇民将来子孫也」というのは、『備後風土記』の逸文における、疫隅国社の記事にもとづくものであった。それによると、北海の武塔の神が、南海の神の娘に通うために、一夜の宿を求めたところが、ゆたかな巨丹将来が、おしんでその宿を貸さなかつたのに、貧しい蘇民将来は、ここ

ろよくその宿を貸してやつた。そこで、蘇民の娘に茅の輪をつけさせて、この娘ただ一人をのこしておいたほかは、巨旦の家の者どもをとり殺してしまつた。そして、

吾は速須佐雄の神なり。後の世に疫気あらば、汝、蘇民将来の子孫と云ひて、茅の輪を以ちて腰に着けたるは免れなむ

と告げたというのである。この武塔の神すなわち速須佐雄の神が、おそろしい疫病をつかさどつていたのであるが、そのほかの疫神とかかわり深い人物について、それぞれこまかに説くだけのゆとりはない。

ただそれだけではなく、おもに関東の旧家の文書には、疱瘡神や疫病神の名をもつて、誰か特定の人物あてに、詫び証文の形式でしるされたものがあつて、やはり疫病よけの呪符として用いられたように思われる。笹原亮二氏編の『口頭伝承と文字文化―文字の民俗学声の歴史学―』における、拙論の「疫神と呪符」などに示されたように、そのような疫神の詫び証文として、あわせて百一件の資料が知られているが、ごくわずかな事例を除くと、大きく二つの類型にわけられる。第一の類型は、長徳四年六月または同三年五月の日付で、疱瘡神五人の連名によつて、若狭国小浜の組屋六郎左衛門にさしだされたもので、もつとも多くの六十四例を占めている。第二の類型は、文政三年九月の日付で、疫病神兩名の署名をもつて、旗本の仁賀保金七郎にさし出されたもので、それにつぐ三十三例に及ぶもので

ある。

第一類の疱瘡神の詫び証文は、宝暦四年版の『八景聞取法問』に引かれるとともに、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨の諸県にわたって知られており、ただ一例だけ京都市の伏見区にも伝えられていた。ここには、疱瘡神の詫び証文の基本形として、

疱瘡神五人相渡申誤證文之事

- 一 我等共疱瘡神となり、世上一統時行候処、或は大酒給酔、又は軽為致候疱瘡重為致候段、我等心得違、且又笹湯相濟候後七拾五日之内、食餌相障腹中瀉、一旦仕舞候疱瘡も再発為致、重々不屈之段、誤入奉畏候事。
- 一 外郎松皮之類は、自今急度相止め、蜀黍一通二仕、富士山之様ニ山を為上可申候事。
- 一 序病ヨリ本膿之内、笹湯相濟候迄、種々之溢事、并やく躰も無之戯言為中間敷候事。
- 一 疱瘡乾仕舞不申候内、譬如何様之痒気有之候共、猥ニ掻中間敷候。尤蚤虱ニ被喰候ても、堪忍致可申候。若無抛痒気有之候ハ、兎之手ニ而徐々と撫置可申候事。
- 一 貴殿之名前書付之門口ニは、悪敷者共、為視ても為見申間敷候事。

右之趣、以来急度相守勿論、仲間之者共迄、逐一ニ為申間、堅ク為相守可申候。自今何方之子供成共、みちやくちやハ不申及、成人之後邪魔ニ成候様成寄跡出来候ハ、何様之

御咎メ御仕置被仰付候共、其節一言も申上間敷候。為後日誤證文仍而如件。

時人皇六十六代一条院御代 長徳三年西五月日

文七尺山伏 黒味筋悪判

廿三才静成男 脚早荷軽判

七十才乞食姥 松皮搔姫爪判

十七才振袖 赤大粒姫爪判

五十斗唐犬額 邪々寛坐判

若狭国小浜 組屋六郎左衛門殿

疱瘡符歌

神国の神の子孫の家なれは悪魔外道も寄に寄られず  
千早振神の教の関の戸の透間の風も内に入まし  
昔より約束なれはいもはしか病とも死さし神垣の内  
みとり子を洩さて包苔衣巖の帯をしめて長生

長徳四年戊六月八日

疱瘡神御宿

越前国南条郡湯尾峠御孫嫡子也

というものを示しておく。

このタイプの文書は、疱瘡神五人の詫び証文の形式を借りて、疱瘡にかかっても軽くてすむようにと願ったもので、大きく五つの箇条にまとめられている。この詫び証文の末尾における、五人の疱瘡神の署名は、いわば戯作の手法をもって、それぞれ疱瘡の症状をあらわしたものである。同じ詫び証文の宛先

にあたる、若狭國小浜の組屋六郎左衛門は、この港町の随一の豪商であったが、宝暦年間の『拾権雑話』によると、永禄年中に北国から船にのつてきた疱瘡神が、そのお礼に疱瘡から守ることを誓ったというものであった。この宛先よりも後には、「疱瘡神御宿 越前国南条郡湯尾峠御孫嫡子也」として書かれていた。江戸時代の湯尾峠には、四軒の茶屋が並んでおり、それぞれに孫嫡子と称する、疱瘡よけの守り札を出していた。はじめに詫び証文の本文だけができて、あとから孫嫡子の記事がそえられたといえないこともないが、詫び証文の「長徳四年戊六月」とか「長徳三年酉五月」とかいうのが、その略縁起の「長徳四年戊戌六月八日」から導かれたことは疑いない。

第二類の詫び証文にあたるのは、疫病神の両名から仁賀保金七郎あてに書かれたもので、天保六年の『竹抓子』巻二に、  
差出申一札の事

私共兩人、心得違を以、御屋敷江入込、段々被仰出候趣、奉恐入候。以来、御屋敷内、并金七郎様御名前前有之候処江、決而入込間敷候。私共は申不及、仲ヶ間之者共迄も、右之趣申聞、依而、一命御助被下、難有仕合奉存候。為念一札如件

文政三辰年九月廿二日

疫病神

仁賀保金七郎様

というようにしるされ、天保十五年の『梅の塵』にも、ほぼ同じようにしるされている。この第二類の詫び証文は、秋田、愛

知の両県に一例ずつ知られるほかに、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡の諸都県に伝えられる。出羽国の仁賀保氏は、戦国時代には由利十二頭の旗頭として、江戸時代には仁賀保の藩主として知られ、二千石の旗本と千石の旗本としてうけ継がれている。その宛先の金七郎は、仁賀保千石家の五代めにあたる、誠善しげよしの子であったとみられるが、この千石家の系図には、

誠善七男 景善 遠山金七郎

として掲げられて、

文政七甲午年三月廿一日 遠山兵庫景久養子 暁明院殿日

照居士 文政八乙酉年三月廿三日 牛込円福寺

としるされていた。

そのように、いわゆる呪術やまじないの中では、特に災厄をしりぞけるものがすくなくないだけではなく、さらに福德をもたらしめるものが求められて、いわゆる七福神参りなどにもつながってゆくが、それについては、これまでにも多く説かれてきたので、このたびは、疫神や疱瘡神の詫び証文という、むしろ意外な部面にふれるだけにとどめておきたい。

(おおしま・たてひこ／東洋大学名誉教授)